

山柔協第23-391号  
令和5年(2023年)8月23日

各市柔道協会等団体の長 様  
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会  
会長 正司直樹  
(会長印を省略しています)

## 山口県体育大会(一般の部)の申込みについて

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記大会については、11月5日(日)に宇部市武道館にて開催予定で、開催要項は添付のとおりです。

また、申込みは、今回送信する添付のエクセルのファイルを「**9月22日(金)**までに、下記の両方の●に送信等すること(期限後は受け付けません)」とされていますのでよろしくお願い申し上げます。

- (一社)山口県柔道協会 表題に「県体申込書」と記載し電子メールで申し込むこと。  
電子メールアドレス yjk@c-able.ne.jp
- 市町スポーツ少年団本部 (電子メールや郵送等) します。

### ※ 問合せ先

一般社団法人山口県柔道協会 事務局  
e-mail : yjk@c-able.ne.jp  
電話 083-924-9510  
住所 : 〒753-0871 山口市朝田引地 581-2

# 柔 道 競 技

## ( 一 般 の 部 )

- 1 期 日 令和5年11月5日(日)  
午前8時30分 受付 午前9時30分 開会式  
(審判監督会議 午前9時から午前9時25分)

- 2 会 場 宇部市武道館

- 3 競技種別及び参加基準

区 分	種 別	参 加 基 準				備 考
		監 督	選 手	補 欠	計	
市・町の部	一般男子	1	5	2	8	最低選手3名以上必要
	一般女子	1	3	1	5	最低選手2名以上必要

(1) 1郡市何チーム出場してもよい。チームは、企業体、道場等及び大学単位等も該当市町代表となれる。

(2) メンバーの変更は原則として認めない。

- 4 試合方法及び判定基準等

(1) 試合方法はトーナメント戦とする。参加チーム数により、A・Bブロック別に分けることがある。また、参加チーム数によりリーグ戦にすることがある。なお、参加選手数が少ない場合には、別途競技内容を定める。

(2) 最新の国際柔道連盟試合審判規定、「国際柔道連盟試合審判規定の団体戦への全柔連導入について」(平成29年1月31日 全柔連)及び本大会申し合わせ事項による。なお、柔道着については、同審判規定に準じたものとする。

(3) 試合時間は、男子3分、女子2分とする。

(4) 勝敗決定の方法は、次のとおりとする。

ア 各々の対戦の勝敗の決定方法

勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「僅差」の3種類とし、それに満たない場合は「引き分け」とする。

イ 団体戦の勝敗の決定方法

(ア) 勝ち数の多いチームを勝ちとする。

(イ) 勝ち数が同じときは内容(「一本」「技あり」「僅差」の勝ち数)による。

(ウ) 内容も同じときは代表戦を1回行い、必ず優劣を決する。代表戦に出場する選手は、

「引き分け」の中から抽選で1組を選び、時間無制限によるゴールデンスコア方式によって勝敗を決する。（先に技評価（「技あり」か「一本」）を得た選手が勝ちとなり、先に「反則負け」（直接的又は「指導」の累積3回による）を与えられた選手が勝ちとなる。）

※「僅差」とは、双方の選手間に技による評価（技あり）がない、又は同等の場合、「指導」差が2以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。1差であれば「引き分け」とする。

5 参加資格 （一社）山口県柔道協会に所属し公益財団法人全日本柔道連盟に登録していること。

6 参加申込

(1) (一社)山口県柔道協会から8月下旬に各団体に電子メールで送信する申込書(エクセルファイル)に必要な事項を記載し、9月22日(金)までに、下記の両方●に送信等すること。(期限後は受付けない)

●(一社)山口県柔道協会 表題に「県体申込書」と記載し電子メールで申し込むこと。電子メールアドレス：[yjk@c-able.ne.jp](mailto:yjk@c-able.ne.jp)

●市町スポーツ少年団 (電子メールや郵送等)

(2) 特別の事情によりメンバーの変更がある場合は、10月20日(金)までに連絡すること。

7 その他

選手及び指導者は次の事項を順守・了承すること

(1) 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。

(2) 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精査を受けること)

(3) 大会中、脳震盪を受傷した者は、練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。

(4) 大会中、脳震盪を受傷した者の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。

(5) 大会中の事故等については、各団体にて加入の保険の範囲内での適用になります。保障内容が不足と思われる場合は、別途保険に必ず加入して参加すること。

(6) 大会出場中の映像・写真・記事・氏名・記録等のテレビ・ビデオ・新聞・雑誌・インターネット・広告等への掲載を了解すること。